

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

① 立川商工会議所の主宰する特定退職金共済制度

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

(注) 退職金規程第 2 条に規定する職員

4. 法人が作成する計算書類及び拠点区分並びにサービス区分

当法人は、(5)に記載する事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業または公益事業を運営する拠点区分を実施しているため、(1)～(4)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類(第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第 1 号第 2 様式、第 2 号第 2 様式、第 3 号第 2 様式)
- (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)
- (4) 拠点区分の計算書類(第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (5) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 本部拠点区分

理事会及び評議員会の運営並びに監事の事業活動による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ 西恋ヶ窪にんじんホーム事業所拠点区分

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号、以下「社会福祉法」という。)第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム 西恋ヶ窪にんじんホームを中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 指定介護老人福祉施設・西恋ヶ窪にんじんホームサービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム

② 指定短期入所事業・西恋ヶ窪にんじんホームサービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号、以下「介護保険法」という。)第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービス

③ 指定通所介護・にんじん西恋ヶ窪サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）

④ 認知症対応型通所介護事業・にんじん西恋ヶ窪サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防サービス

⑤ 介護予防支援事業サービス区分

介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業（公益事業）

⑥ 国分寺市地域包括支援センターサービス区分

国分寺市から受託している介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター事業（公益事業）

ウ にんじん立川事業所拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業にんじん立川を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 指定訪問介護事業・にんじん立川サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する介護予防事業（第 1 号訪問事業）

② 居宅介護支援事業・にんじん立川サービス区分

介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

③ 障害福祉サービス事業・にんじん立川サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同第 5 条第 4 項に規定する同行援護、同第 5 条第 5 項に規定する行動援護）

④ 指定通所介護事業・にんじん立川サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及

びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）

- ⑤ 介護予防支援事業サービス区分
介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業（公益事業）
- ⑥ 立川市地域包括支援センターサービス区分
立川市から運営受託している介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター事業(公益事業)
- ⑦ 立川市地域支え合いネットワークサービス区分
「立川市地域支え合いネットワーク事業実施要綱」に基づき立川市から運営受託した地域支え合いネットワーク事業（公益事業）
- ⑧ 立川社協通常の学級の臨時介助員事業サービス区分
通常の学級の臨時介助員委託契約に基づき立川市社会福祉協議会から運営受託した通常の学級の臨時介助員事業（公益事業）
- ⑨ 移動支援事業・にんじん立川サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する移動支援事業
- ⑩ 特定相談支援事業・にんじん立川サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する特定相談支援事業
- ⑪ 障害児相談支援事業・にんじん立川サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害児相談支援事業

エ にんじんホーム万願寺事業所拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業にんじん万願寺を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- ① 指定通所介護・にんじん万願寺サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）
- ② 指定訪問介護事業・にんじん万願寺サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する介護予防事業（第 1 号訪問事業）

- ③ 居宅介護支援事業・にんじん万願寺サービス区分
介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）
- ④ 障害福祉サービス事業・にんじん万願寺サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、及び同第 5 条第 4 項に規定する同行援護）
- ⑤ 認知症対応型通所介護事業・にんじん万願寺サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防サービス
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護・にんじんホーム万願寺サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防サービス
- ⑦ 移動支援事業・にんじん万願寺サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する移動支援事業

オ にんじんホーム上野原事業所拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業にんじん上野原を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- ① 指定通所介護・にんじん上野原サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）
- ② 指定訪問介護事業・にんじん上野原サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する介護予防事業（第 1 号訪問事業）
- ③ 居宅介護支援事業・にんじん上野原サービス区分
介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

- ④ 指定訪問看護事業・にんじん上野原サービス区分
介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護事業（公益事業）
- ⑤ 障害福祉サービス事業・上野原サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、第 5 条第 7 項に規定する生活介護）
- ⑥ 上野原市軽度生活支援事業サービス区分
「上野原市ホームヘルプサービス事業運営要綱」に基づき上野原市から運営受託している軽度生活支援事業（公益事業）
なお、当年度に実績はない。
- ⑦ 認知症対応型共同生活介護・上野原サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防サービス
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所・上野原サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する小規模多機能型居宅介護事業（介護保険法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防サービス

カ にんじん玉川上水事業所拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）を区分経理するために拠点区分としている。

なお、当拠点区分は、当年度において事業廃止している。

キ にんじん荻窪事業所拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業にんじん荻窪ふれあいの家を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- ① 指定通所介護・にんじん荻窪ふれあいの家サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロ

に規定する介護予防事業（第1号通所事業）

② 認知症対応型通所介護事業・にんじん荻窪サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防サービス

③ 居宅介護支援事業・にんじん荻窪サービス区分

介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

④ 指定訪問介護・ケアステーションにんじん・荻窪ふれあいの家サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する介護予防事業（第1号訪問事業）

（公益事業区分）

ア にんじん健康ひろば拠点区分

介護保険法第8条第28項（公益事業）に規定する介護老人保健施設にんじん健康ひろばを中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 指定介護老人保健施設事業・にんじん健康ひろばサービス区分

介護保険法第8条第28項（公益事業）に規定する介護老人保健施設

② 指定短期入所療養介護事業にんじん健康ひろばサービス区分

介護保険法第8条第10項（公益事業）に規定する短期入所療養介護及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防サービス

③ 指定通所リハビリテーション・にんじん健康ひろばサービス区分

介護保険法第8条第8項（公益事業）に規定する通所リハビリテーション事業及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防サービス

④ 訪問リハビリテーション・にんじん健康ひろばサービス区分

介護保険法第8条第5項（公益事業）に規定する訪問リハビリテーション事業及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防サービス

⑤ 指定通所介護・リハセンターにんじん・健康の駅サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業）及

びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）

⑥ シルバーピア管理業務委託事業

「泉町 2 丁目シルバーピア管理業務委託契約書」に基づき国分寺市から運営受託している泉町 2 丁目シルバーピア管理業務（公益事業）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	967, 523, 892	0	0	967, 523, 892
建物	1, 341, 541, 044	0	75, 409, 899	1, 266, 131, 145
定期預金	5, 000, 000	0	0	5, 000, 000
合計	2, 314, 064, 936	0	75, 409, 899	2, 238, 655, 037

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第 2 2 条第 6 項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第 2 2 条第 4 項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

① 建物 該当する事項はない。

② 構築物 該当する事項はない。

③ 機械及び装置 該当する事項はない。

④ 車両運搬具 ダイハツムーブの除却に伴う取崩額

1 円

⑤ 器具及び備品 該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）西恋ヶ窪にんじんホーム	476,239,363 円
土地（基本財産）にんじん健康ひろば	491,284,529 円
建物（基本財産）西恋ヶ窪にんじんホーム	347,829,639 円
建物（基本財産）にんじんホーム万願寺	153,620,967 円
建物（基本財産）にんじんホーム上野原	176,239,725 円
建物（基本財産）にんじん健康ひろば	588,440,814 円
土地（その他の固定資産）本部	51,122,250 円
計	2,284,777,287 円

(2) 担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）		
	本部	28,148,746 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）		
	西恋ヶ窪にんじんホーム	168,640,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）		
	にんじんホーム万願寺	58,951,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）		
	にんじんホーム上野原	115,602,686 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）		
	にんじん健康ひろば	598,497,064 円
計		969,839,496 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額、期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,864,092,787	597,961,642	1,266,131,145
建物	118,103,145	4,216,937	113,886,208
構築物	84,384,297	44,933,726	39,450,571
機械及び装置	6,034,498	498,163	5,536,335
車輛運搬具	28,767,102	27,637,656	1,129,446
器具及び備品	146,677,232	108,441,852	38,235,380
有形リース資産	27,283,920	9,702,920	17,581,000
合計	2,275,342,981	793,392,896	1,481,950,085

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	242,727,218	9,055	242,718,163
未収金	4,501	0	4,501
合計	242,731,719	9,055	242,722,664

10. 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支、及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	3,572,101 円	2,020,465 円
② 長期前払費用からの振替額	4,534,633 円	3,879,744 円
貸借対照表計上額	<u>8,106,734 円</u>	<u>5,900,209 円</u>

(2) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

キャラバン等（車輛運搬具）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

② 移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 施設整備積立金 (本部)

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用の他、新規事業に伴う土地・建物取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の決議により取り崩すものである。

② 人件費積立金 (本部)

自然災害等、不測の事態が発生し、事業運営が困難となった場合に備え、法人全体の2ヵ月分を積立てることを目的とした積立金であり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の決議により取り崩すものである。

③ 施設整備等積立金 (西恋ヶ窪にんじんホーム、にんじんホーム万願寺、にんじんホーム上野原)

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の決議により取り崩すものである。

以上

計算書類に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : 本部

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

該当する事項はない。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 法人本部拠点区分計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合計	5,000,000	0	0	5,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（その他の固定資産）	51,122,250円
計	51,122,250円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	28,148,746円
計	28,148,746円

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : 本部

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	2,172,512	1,807,720	364,792
合 計	2,172,512	1,807,720	364,792

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	147,000	52,000
長期前払費用からの振替額	438,690	438,690
貸借対照表計上額	585,690	490,690

平成29年3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : 西恋ヶ窪にんじんホーム事業所

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

（注）退職金規程第2条に規定する職員

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : 西恋ヶ窪にんじんホーム事業所

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 西恋ヶ窪にんじんホーム事業所拠点区分計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
 - ア. 特別養護老人ホーム・西恋ヶ窪にんじんホーム
 - イ. 短期入所事業・西恋ヶ窪にんじんホーム
 - ウ. 通所介護事業・にんじん西恋ヶ窪
 - エ. 認知症対応通所介護事業・にんじん西恋ヶ窪
 - オ. 介護予防支援事業・(国分寺地域包括)
 - カ. 国分寺地域包括支援センターこいがくぼ
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	476,239,363	0	0	476,239,363
建物	369,637,746	0	21,808,107	347,829,639
合計	845,877,109	0	21,808,107	824,069,002

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準」第22条第6項の規定による基本金の取崩額
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
 - ①建物 該当する事項はない。
 - ②構築物 該当する事項はない。
 - ③機械及び装置 該当する事項はない。
 - ④車輛運搬具 ダイハツムーブの廃棄に伴う取崩額 1円
 - ⑤器具及び備品 該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	476,239,363円
建物(基本財産)	347,829,639円
計	824,069,002円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	168,640,000円
計	168,640,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	641,742,223	293,912,584	347,829,639
建物	243,915	243,301	614
構築物	42,314,891	26,270,634	16,044,257
機械及び装置	573,300	156,844	416,456
車輛運搬具	6,514,772	6,132,268	382,504
器具及び備品	53,876,537	49,748,268	4,128,269
有形リース資産	7,675,200	373,100	7,302,100
合計	752,940,838	376,836,999	376,103,839

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : 西恋ヶ窪にんじんホーム事業所

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	50,959,983	0	50,959,983
未収金	1,001	0	1,001
合計	50,960,984	0	50,960,984

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	0	203,040
長期前払費用からの振替額	776,639	719,475
貸借対照表計上額	776,639	922,515

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

キャラバン（車輻運搬具）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

②移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

平成29年 3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん立川事業所

1.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員(注)の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

(注)退職金規程第2条に規定する職員

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん立川事業所

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) にんじん立川事業所拠点区分計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
 ア. 訪問介護事業・にんじん立川
 イ. 居宅介護支援事業所・にんじん立川
 ウ. 障害福祉サービス事業・にんじん立川
 エ. 通所介護事業・にんじん立川
 オ. 介護予防支援事業・(立川市地域包括)
 カ. 立川市地域包括支援センター
 キ. 立川市地域支え合いネットワーク
 ク. 立川社協通常の学級の臨時介助員事業
 ケ. 移動支援事業・にんじん立川
 コ. 特定相談支援事業 相談支援センター・にんじん立川
 サ. 障害児相談支援事業 相談支援センター・にんじん立川
 (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	117,859,230	3,973,636	113,885,594
機械及び装置	5,461,198	341,319	5,119,879
車輛運搬具	3,034,433	2,863,790	170,643
器具及び備品	16,128,308	3,237,628	12,890,680
有形リース資産	3,888,000	1,458,000	2,430,000
合計	146,371,169	11,874,373	134,496,796

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	33,682,405	9,055	33,673,350
合計	33,682,405	9,055	33,673,350

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん立川事業所

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	2,567,160	406,080
長期前払費用からの振替額	1,189,922	463,887
貸借対照表計上額	3,757,082	869,967

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

キャラバン（車輛運搬具）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじんホーム・万願寺事業所

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、期末時の利用者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

（注）退職金規程第 2 条に規定する職員

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじんホーム・万願寺事業所

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) にんじんホーム・万願寺事業所拠点区分計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))
 - ア. 通所介護事業・にんじん万願寺
 - イ. 訪問介護事業・にんじん万願寺
 - ウ. 居宅介護支援事業・にんじん万願寺
 - エ. 障害福祉サービス事業・にんじん万願寺
 - オ. 認知症対応型通所介護事業・にんじん万願寺
 - カ. 認知症対応型共同生活介護・にんじん万願寺
 - キ. 移動支援事業・にんじん万願寺
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	161,650,387	0	8,029,420	153,620,967
合計	161,650,387	0	8,029,420	153,620,967

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	153,620,967円
計	153,620,967円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	58,951,000円
計	58,951,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	196,422,425	42,801,458	153,620,967
構築物	10,437,295	4,668,602	5,768,693
車輛運搬具	6,406,435	6,406,427	8
器具及び備品	17,156,821	13,615,667	3,541,154
有形リース資産	10,965,600	3,116,700	7,848,900
合計	241,388,576	70,608,854	170,779,722

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじんホーム・万願寺事業所

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	34,586,228	0	34,586,228
合 計	34,586,228	0	34,586,228

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	310,165	299,000
長期前払費用からの振替額	385,140	385,140
貸借対照表計上額	695,305	684,140

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

キャラバン等(車輛運搬具)である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

②移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじんホーム・上野原事業所

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。
 - ③リース資産
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準
当拠点区分において、期末時の利用者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
 - ①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」、(平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員(注)の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

(注) 退職金規程第 2 条に規定する職員

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) にんじんホーム・上野原事業所拠点区分計算書類(第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙 3 (㉑))
 - ア. 通所介護事業・にんじん上野原
 - イ. 訪問介護事業・にんじん上野原
 - ウ. 居宅介護支援事業・にんじん上野原
 - エ. 訪問看護事業・にんじん上野原
 - オ. 障害福祉サービス事業・上野原
 - カ. 上野原市軽度生活支援事業
 - キ. 認知症対応型共同生活介護・上野原
 - ク. 小規模多機能型居宅介護・上野原
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。) 25 (2) ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙 3 (㉒))の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじんホーム・上野原事業所

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	188,742,722	0	12,502,997	176,239,725
合計	188,742,722	0	12,502,997	176,239,725

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	176,239,725円
計	176,239,725円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	115,602,686円
計	115,602,686円

8.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	245,006,207	68,766,482	176,239,725
構築物	8,405,743	3,652,884	4,752,859
車輛運搬具	4,974,880	4,974,873	7
器具及び備品	5,890,895	3,941,254	1,949,641
合計	264,277,725	81,335,493	182,942,232

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	39,157,929	0	39,157,929
未収金	2,000	0	2,000
合計	39,159,929	0	39,159,929

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11.重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじんホーム・上野原事業所

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	262,500	262,500
長期前払費用からの振替額	511,642	511,642
貸借対照表計上額	774,142	774,142

(2) リース取引関係

① 移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん玉川上水事業所

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 退職給付引当金の計上基準

①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(3) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(4) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

（注）退職金規程第2条に規定する職員

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) にんじん玉川上水事業所拠点区分計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん玉川上水事業所

7.担保に供している資産

該当する事項はない。

8.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当する事項はない。

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11.重要な後発事象

該当する事項はない。

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	0	571,263
長期前払費用からの振替額	0	128,310
貸借対照表計上額	0	699,573

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん荻窪事業所

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、期末時の利用者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(5) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

（注）退職金規程第 2 条に規定する職員

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

(1) にんじん荻窪事業所拠点区分計算書類（第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (㊸)）

ア. 通所介護事業・にんじん荻窪ふれあいの家

イ. 認知症対応型通所介護事業・にんじん荻窪

ウ. 居宅介護支援事業・にんじん荻窪

エ. 訪問介護事業・にんじん荻窪

(3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25 (2) ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (㊸)）の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん荻窪事業所

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,744,300	1,744,299	1
器具及び備品	2,332,251	1,872,041	460,210
合計	4,076,551	3,616,340	460,211

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,960,360	0	18,960,360
合計	18,960,360	0	18,960,360

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	46,000	46,000
長期前払費用からの振替額	223,353	223,353
貸借対照表計上額	269,353	269,353

(2) リース取引関係

① 移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん健康ひろば

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、期末時の利用者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため立川商工会議所が運営する特定退職金共済制度に加入している。

（注）退職金規程第 2 条に規定する職員

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

(1) にんじん健康ひろば拠点区分計算書類（第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (㊸)）

ア. 介護老人保健施設事業・にんじん健康ひろば

イ. 短期入所療養介護事業・にんじん健康ひろば

ウ. 通所リハビリテーション事業・にんじん健康ひろば

エ. 訪問リハビリテーション事業・にんじん健康ひろば

オ. 通所介護事業・リハビリセンターにんじん健康の駅

カ. 泉町 2 丁目シブア管理業務委託事業

(3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、以下「運用上の取扱い通知」という。） 25 (2) ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (㊹)）の作成は省略している。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん健康ひろば

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	491,284,529	0	0	491,284,529
建物	621,510,189	0	33,069,375	588,440,814
合計	1,112,794,718	0	33,069,375	1,079,725,343

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	491,284,529円
建物（基本財産）	588,440,814円
計	1,079,725,343円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	598,497,064円
計	598,497,064円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	780,921,932	192,481,118	588,440,814
構築物	23,226,368	10,341,606	12,884,762
車両運搬具	6,092,282	5,515,999	576,283
器具及び備品	49,119,908	34,219,274	14,900,634
有形リース資産	4,755,120	4,755,120	0
合計	864,115,610	247,313,117	616,802,493

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	65,380,313	0	65,380,313
未収金	1,500	0	1,500
合計	65,381,813	0	65,381,813

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人にんじんの会
 拠点区分名 : にんじん健康ひろば

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	239,276	180,582
長期前払費用からの振替額	1,009,247	1,009,247
貸借対照表計上額	1,248,523	1,189,829

(2) リース取引関係

① 移行前に開始したファイナンス・リース取引

会計基準に移行する前に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。